

取引先からの 制度に関する質問には こう答えよう!

税理士法人 SBL
代表社員・税理士
八木 正宣

ここでは、取引先から聞かれる「インボイス制度の基本的なポイント」について、担当者としてどう答えればよいか、Q&A方式で解説します。

インボイスってなに？ 新しい制度って どんなもの？



Q1

インボイスとは、適格請求書のことで、売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための請求書、納品書、領収書、レシート等を指します。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」および「消費税額等」の記載が追加された書類やデータです。適格請求書の様式は特に法令等で定められておらず、一定の事項が記載された請求書であれば、その名称を問わず、適格請求書に該当します。

免税事業者は発行できない

制度開始時に、適格請求書を発行しようとする場合には、納税地を所轄する税務署に令和5年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、適格請求書発行事業者として登録されなければなりません。なお、消費税の免税事業者は適格請求書発行事業者になることはできません。インボイス制度は、適格請求書の発行を促すことで消費税の免税事業者を減らし、消費税の益税（税金が適切に納税されないというところ）をなくす狙いがあります。

書の発行を促すことで消費税の免税事業者を減らし、消費税の益税（税金が適切に納税されないというところ）をなくす狙いがあります。

こんなトピックで回答しよう

インボイスとは、支払った消費税の控除のために求められる新しい様式の請求書のことで、令和5年10月以降は、その新しい請求書がないと原則として仕入税額控除ができません。制度開始後6年間は一定の割合を仕入税額控除できる経過措置が設けられています。

インボイス制度の主なスケジュール

仕入税額控除方式	区分記載請求書方式		インボイス方式		
	100% 控除可能	80% 控除可能	50% 可能	控除不可	
免税事業者からの仕入税額控除	2021年10月1日 発行事業者の申請開始	2023年3月31日 申請書の提出期限	2023年10月1日 インボイス制度開始	2026年10月1日 50%経過措置開始	2029年9月30日 経過措置終了

適格請求書発行事業者になるにはどんな手続きが必要になるの？



Q2

インボイスを交付できるのは、取引の売り手である適格請求書発行事業者に限られます。適格請求書発行事業者となるには、消費税の課税事業者であることが必要で、税務署長に申請書を提出し、その登録を受けなければなりません。

適格請求書発行事業者となるかは事業者の自由意思となっています。ただインボイスの交付を受けないと相手先の買い手企業において仕入税額控除ができません。インボイスを発行できないと、買い手事業者との取引を失う可能性もあり、多くの企業が適格請求書発行事業者の登録を受けるものと思われれます。また適格請求書発行事業者には

は次の義務が発生します。

- ① 適格請求書の交付義務
- ② 適格返還請求書の交付義務
- ③ 修正した適格請求書の交付義務
- ④ 適格請求書の写しの保存義務

登録までの流れは？

登録申請手続き

適格請求書発行事業者の申請書は令和3年10月1日から受付が開始されており、制度開始の令和5年10月1日から登録を受けるには、原則令和5年3月31日までに申請書を提出する必要があります。期日までの提出が困難な場合は、令和5年9月30日までとされています。

登録申請書は、e-Taxを

利用して提出可能です。なお郵送等で提出する場合は送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。

登録の効力は通知日にかかわらず適格請求書発行事業者登録簿に登録された日から生じます。令和5年10月1日以前に登録通知を受けた場合も効力は令和5年10月1日からです。

登録完了の通知等

登録申請書の提出を受けた税務署長は、適格請求書発行事業者登録簿に登録を行い、事業者に対してその旨を通知することとされています。

登録申請書をe-Taxにより提出し登録通知を電子で希望した場合は、「送信結果・お知らせ」の「通知書等一覧」に登録番号等が記載された登録通知書がデータで格納されます。郵送等により申請書を提出した場合は、書面にて登録番号等が記載された登録通知書が送付されます。

また適格請求書発行事業者の情報は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

免税事業者の登録申請手続き

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるには、原則、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。ただし、適格請求書発行事業者登録簿に登録された日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間で課税期間中である場合は、課税選択届出書を提出しなくても、その登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

こんなトピックで回答しよう

インボイスは事前に所轄税務署に申請し、適格請求書発行事業者として登録を受けた事業者のみが発行できます。制度開始から発行するには、原則として令和5年3月31日までに登録申請をしなければなりません。